



Title	多国間交渉によるコモンズの誕生
Author(s)	長島, 美織
Citation	国際広報メディア・観光学ジャーナル, 5, 3-20
Issue Date	2007-09-14
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/46981">http://hdl.handle.net/2115/46981</a>
Type	bulletin (article)
File Information	2007_imcj.pdf



[Instructions for use](#)

## 多国間交渉による コモンスの誕生

長島美織

### On the Birth of a Commons through Multi-National Cooperation

NAGASHIMA Miori

#### abstract

The central hypothesis in this paper concerns the issue of environmental protection among several nations; how to realize an effective cooperation to conserve an ecosystem that permeates national borders, where the basic behavioral principle under the so-called Westphalian System is for each sovereign nation-state to protect its national interest. Situated in the context of multi-national cooperation for a protection of the North Sea, I explore why an effort under the frame of international law had not been successful, while an international conference has actually promoted the protection of the North Sea. Examining the difference between the law and a commons, the system which mainly existed in the pre-modern era to facilitate wise use of the natural environment, I argue that the conference actually brought into being three necessary conditions for creating a sustainable commons: an identification of an ecosystem, generation of privies (those who have the most intimate relation and have voluntary involvement with the concerned ecosystem), and lastly a system of mutual coercion which forces privies to follow rules which are agreed on by the concerned parties.

## 1 | コモンズと近代

各時代にはそれぞれ特有の政治・経済・文化構造があり、それに適合するものを促進し、その構造に納まりきれないものを周辺化する。時代の移行の過程において徐々にではあるが抗しがたい変化が進み、新しい時代の枠組みに沿わないものは分断され淘汰されていく。近代への移行の際にも、前近代に息づいていたものの多くが新しい構造のなかにおいてその居場所を獲得することなく消え去っている。

入会、総有とよばれる形態もその一つである。日本においても、森林や漁場において地域住民による総有によりその自然の持続可能な利用が長年行われてきたが、近代への法的・経済的整備が進むにつれ、それらは解体を余儀なくされてきた。例えば、明治30年の漁業法によって法的な地位を与えられ保護された漁業組合は、戦後の高度成長期に海の汚染などにより経営が困難となり、また漁業協同組合に対する政府の官僚的統制などもあり本来の入会的な性質を失うに至っている<sup>1</sup>。また、日本の伝統的な集落を中心にその周辺の山林原野は、かつては入会地として共同管理されてきたものである。この入会地としての管理は自然の持続可能な利用を保証すると同時に、集団内の貧困者に対して優先的な使用を認可するという弱者生活権の保障といった働きも持っていた（鳥越 1997）。しかし、近代的な法整備や経済体制、居住形態の変化が進むにつれ、これらのコモンズは崩壊を余儀なくされてきた。

これら入会権と呼ばれるものは、近代法に則る所有権とその性質を異にするものである（井上 2001）。それは、通常国民国家内において普遍的な性質をもつ法と異なり、各地域の慣習に従う。また、それは個人ではなく世帯がもつ権利であり、登記することができるものではなく、相続されず、そしてその権利の所有者が勝手に他人に譲ることができないものである。

このように少なからず近代の枠組みのなかに収まりきれない性質をもつ入会は、近代が社会の様々な側面で形を整えるにつれて次第に衰退していった。近代法によってもたらされた「所有」の概念が入会権を凌駕し、その結果地元自然に対する人々の関わり合いが衰退し、ひいては自然環境の破壊を引き起こす一因となったことは、多くの研究者が指摘するところである（藤村 2001；宮内 2001）。

このようにして、一旦は歴史のなかに消え去った入会・共有地という言葉が近年になって再び注目を集めている。そのきっかけを作ったのは、ガレット・ハーディンである。ガレット・ハーディンがその後数え切れないほど引用されることになる論文「共有地の悲劇」(Hardin 1968)を発表したのは、1968年のことであった。ハーディンはそのなかで、「悲劇」という言葉をホワイトヘッド流に使うとして以下のような文章を引用している。

▶1 佐々木毅、金泰昌（2002）内の石弘之論文に関する討論における宇沢弘文の発言による。中村・鶴見（1995）も参照。

▶2 松井卷之助による訳をもとに著者が若干変更。

「悲劇の本質は決して不幸にあるのではない。それは、ものごとが情け容赦なく進行するという厳粛な事実にある。運命というもののこのような不可避性は、人間の生活においては、実は実際に不幸を含んでいる事件によってしか描きだすことができない。なぜなら、それらの事件によってのみ、劇のなかで運命から逃走することの無意味さが明らかにされるからである。」<sup>2</sup>

ハーディンが論文で強調しているのは、人間をもって、ある種の「自由」を際限なく使用するように追い立てるそのようなシステムとそれにかんじがらめにされている人間たちの「悲劇」であって、それらが結果として「破滅」をもたらすということが悲劇だということではない。地球という有限な世界において、人間が各々の利益を無制限に増やそうという「合理的」な判断を繰り返すことを強制されるようなシステムに絡めとられていることにより、それぞれの意図や善意や良心には関わりなく、物事が進行してしまうという状況を悲劇的として映し出した。ハーディンはこのことを彼の言うコモンズ＝共有地の例を用いて、次のように表現している。

誰にでも開放されている牧草地において、ここで牧畜を営む人は、当然のこととして「自分の家畜をもう一頭増やしたら、自分の利益はどうなるだろうか？」という問いを發する。一頭動物を増やすことによって、その人は、その家畜を売買したときに得るであろう利益を丸々手にすることができる。一方、この一頭を過度に放牧することによって、マイナスの影響も出てくる。しかし、このマイナスの影響はその共有地で放牧を行っている飼育者の全てによって分担されるので、それは、一頭増やしたときに構成員が享受する利益に比べて、何十分の一のもので済む。従って、「合理的」な飼育者は、もう一頭もう一頭と自分の家畜を増やしていくこととなる。

これがハーディンの呼ぶ悲劇である。つまり、共有地が過放牧により荒廃するということが悲劇なのではなく、人々が、有限の世界において、無限に何か（物質的なもの）を増やそうと追い立てられるようなシステム、そして、そのシステムに抗しがたく、物事が次から次へと雪崩のように進んでしまうということがハーディン＝ホワイトヘッドのいう悲劇なのである。ここでハーディンの共有地には、その使用方法に関して何等の制限もなく、それを使用できる個人の資格も問われていない。つまり、各人は最大限の自由を有しており、かつ互いにそれを最大限に使用しあえるというシステムを有していると捉えられている。

ハーディンのこの論文では、タイトルにある「コモンズ＝共有地」ということばが有名になったが、この論文は、実は共有地の問題を主眼とするものではない。ハーディンが上述の牧草地の例を提示したのは、むしろ、有限のなかでの自由ということをより明確に描き出すためである。これは、コモンズと呼ばれる共有地利用の話でもなく、増して実際に存在した入会地のことでもなく、有限のなかで無限の自由を行使することに関する仮想的な思考実験なのである。というのは、ハーディンがこの論文を書いた第一の目的は、人口問題に提言することであつたからである。

世界人権宣言は、子供の数の選択を各家族に任せるべきとしているが、それに反対しなければならないというのがハーディンの真の主張である。有限な地球において、人は好きなだけ子供をもつ自由を有していない。ハーディンはこの人口問題を核問題と同様に、技術的な解決が困難な問題と呼んでいる。ここでいう技術的な解決とは、「自然科学における技術の変化だけを要求し、人間の価値や道徳の考え方の変化としては、ほとんど、またはまったく何も要求しないような解決」(Hardin 1968 : 1243)であり、従って、人口問題は、人間の価値や道徳観を変えることなしには、解決不可能であることを論じたものである。

このようなハーディンの意図とは裏腹に、この論文は、共有地＝コモンズに関して、数々の論議を引き起こした。宇沢(1994)は、ハーディン論文のその後の研究動向を次の2つの方向に総括している。一つは、所有権の私有化に関するもの、もう一つの方向は、世界各国に存在する実際のコモンズの歴史的・現実的役割の評価研究である。第1番目の方向は、当時経済学の中で起っていた私有制と市場機構の効率性の問題についての論争と相まって、「私有制を通じて費用と便益とを内部化して、環境を含めて自然資源の効率的配分をもたらすことができるという、新古典派的命題の重要な根拠」(宇沢 1994 : 17)とされた。

二つ目の方向は、主に生態学者による反論という形をとっており、日本においては環境社会学の数々の研究に引き継がれているが、これらは、実際に存在したコモンズについての実証研究である。

ここでは、前者の方向についてこれ以上概説することをしないが、後者との関連で重要なことは、ハーディンの言うコモンズと実存のコモンズが名称が同一であるが全く性質の異なるものであるという点である。日本の入会に代表されるような実際のコモンズの多くは、ある特定地域の自然資源を持続可能な方法で使用することを促進するような規則をもっており、通常悲劇が起きることはない。ハーディンのコモンズと持続的利用に成功しているコモンズは、その構成員の性質と管理の方法に関して、表1のように正反対の性質を持っている。

■表1 コモンズの比較

	構成員の性質	管理方法
コモンズ(入会)	当事者	相互強制
コモンズ(ハーディン)	経済主体	なし

コモンズを構成する人々の性質において、ハーディンの思考実験における構成員は、経済的合理性のみを体現する経済主体であり、基本的に囚人のジレンマ<sup>3</sup>に代表されるようなゲーム理論の範疇に収まるものである。それに対して、入会に代表されるような前近代のコモンズは、特定の生態的まとまりのある自然に対してその地域住民であり、それにマイナーサブスタンス(松井 1998)を含めて生活を依存している人々である。それらの人々は、周辺に居住するものということで自分たちの行動がもたらす自

▶3 「囚人のジレンマ」とは、1950年、米国ランド研究所の2人の科学者(Merrill Flood、Melvin Dresher)が考え出したもので、同年5月、ランド研究所の顧問(当時)A. W. Tuckerがこのゲームを分かりやすく説明する為に、ストーリー仕立てのジレンマの話を創り上げ「囚人のジレンマ」と名づけたものである。

然の変化に対して常に責任を負わなければならない、それゆえ、その土地に対して、木材の伐採や貴金属の発掘といったある側面のみで関わることのできる遠方の人々と区別される。そして、この日常的な密着性を背景として、そのコモンズと運命を共にする人々であり、誰よりも主体的に関わる人々である。このような関わりを本論文では、当事者的関わりと呼び、それを成す構成員を当事者と呼ぶことにしたい。実際の持続可能なコモンズ＝入会を形成する人々は、そのコモンズに対して、経済主体としてではなく、当事者として関わるわけである。

コモンズの管理に関しても、ハーディンのコモンズと持続可能なコモンズは非常に異なる形態を採っている。ハーディンのコモンズにおいては、共有される規範の類は全く存在せず、構成員の個々の行動と近視眼的な経済的合理性という画一的な判断基準があるのみである。それに対して、実際に存在した、持続的利用を実践していた多くのコモンズでは、基本的に構成員が互いに利用の規則に合意し、その使用方法から外れることのないように相互に強制しあうシステムを持っていた。実際のコモンズは、入会権という権利を有する構成員が明確な社会的取り決めを行い、その遵守を相互に強制しあい、それにより社会的責任が生じるようなものであった。

このように持続的利用を促進するコモンズとハーディンのコモンズは全く異なった特徴を持つものであり、それらを厳密に区別することが重要である。上の議論で明らかになったように、本論文では、持続的利用を可能にするコモンズ成立の必要条件を、1) あるまとまりのあるエコシステムとしての対象の存在、2) 当事者の存在、そして3) 相互強制システムの3点と主張する。

近代化の課程は、このようにその枠組みに当てはならないものの多くを駆逐したわけであるが、それら前近代的なものが果たしていた役割や影響のすべてを掘り起こし異なった形で近代の枠組みに配置するのに成功したわけではない。そして、さらに近代が一旦征服したかに見えたものが、発展や生産力向上の陰で再び鎌首を持ち上げて、思わぬ副作用としてその存在を主張し始めている (Beck 1986)。それら近代の準坳枠に収まりきれないものの一つが「環境」に由来する問題であるといえる。生態系の破壊は、時に近代が線引きした国家を超えて広がり、産業化を推し進める過程において往々に発生するものであり、科学をもってしか認識しえないものであり、近代に特有な分業という体制のなかにおいてともするとその因果関係が全く見失われるものだからである。

本論文では、生態系の保全という近代の枠組みのなかに従順に収まらない問題に対して、近代法や国民国家を前提とする国際関係をはじめとする近代的な装置をもって対応しようとしたときに生ずる困難さについて検討し、その解決策がどのような点で「単純な近代」(Beck 1986)を超えるものであるか、そして更に、それが意味で前近代のどのような要素と通ずるものであるかについて考察する。具体的には、北海という一つの生態的まとまりを持つ自然環境に対して、周辺各国が近代国際法の枠組みでとった方策が効果を発揮せず、逆にその後自主的に開催された関係国会議と

いう一見強制力の劣るものによって保全に対する原動力が生み出されたのはなぜか、という点に関して検討する。有害物質の廃棄抑制といった「機能」を中心に組織された国々との条約ではなく、生態系のまとまりという近代においてその正当な位置づけを許されていないものを軸に組織されたものが、当事者としての関係各国の参加を促し、環境保全に向けて重要な歩みを踏み出すことを可能にしたことを論じる。そして、この動きが前近代の形態であるコモンズのどのような部分を近代に呼び起こすものであるのかについて考察する。

以下、2節で国際法の枠組みでの汚染への取組みとその限界について論じ、3節においてその行き詰まりを打開するものとして開かれた北海閣僚会議について時系列的に考察する。その後、4節において、会議が事態打開に役立った理由について考察し、それが前近代において成立していたコモンズとどのような性質を共有しているかについて検討する。5節は環境問題と近代の関係について言及し、まとめとする。

## 2 法のもとの管理

### 2.1 北海

本論文の舞台となる北海は、北西部に大西洋への出入口をもつ海域で、そのほとんどをイギリスとスカンディナヴィア半島南部および大陸北部に囲まれた、閉じた海域である<sup>4</sup>。北海の南部は浅く水深50メートル以下であるが、中央部を通過して北に向かうにつれて深くなり、200メートル程度にまで達する。生態的に豊かな海であり、少なくとも30種類以上の鯨やいるか、6種類以上のアザラシ、そして、170種以上の魚類そして、70種類以上の鳥類が生存すると言われている (MacGarvin 1990 : 28)。さらに、石油・天然ガスなどの天然資源にも恵まれた豊饒の海である。

人々は、約1万3千年前にその沿岸に居住を始めたが、北海の生態系に影響を及ぼし始めたのは、ここ何世紀かのことである。まず、19世紀の半ばになって、産業革命の影響により河川を通じた汚染が始まった。その後、さらに多くの化学物質が北海に投棄されるようになり、また農業による栄養物の流入も加わって、北海は汚染されていくようになる。また、20世紀半ばに天然ガスと石油が発見されたことにより、その発掘作業に伴う生態系の破壊も加わるようになる。そして、原材料などの運搬による船の往来が烈しくなり船舶の事故が増えて、ますます北海に負の影響を与えるようになった (MacGarvin 1990 : 61)。

このように、豊かな海であるが故にまたそれを享受する人間活動の影響も大きく、産業活動が飛躍的に増大する19世紀後半以降、北海の破壊も急速に進むこととなる。このような状況に対処するため、1970年代から様々

▶4 第1回北海閣僚会議で採択されたブレーメン宣言 (3節参照) で次のように北海の範囲が設定されている。  
a) the North Sea southwards of latitude 62°N;  
b) the Skagerrak, the southern limit of which is determined east of the Skaw by latitude 57° 44, 8'N;  
c) the English Channel and its approaches eastwards of longitude 5° W.

な条約が締結されることになる。以下の節では、このような国際法上の取組みについて概観する。

## 2.2 北海にかかわる汚染防止条約

北海にかかわる条約には、国際的なものと地域的なものを区別することができる。国際的なものとしては、1972年の「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」（以下、ロンドン海洋投棄条約）と1973年の「船舶による汚染防止のための国際条約」（以下、MARPOL条約）が挙げられる。前者は、放射性廃棄物などを含む主に陸上起因の廃棄物などの投棄による海洋汚染の防止を目的としていた。1972年の国連人間環境会議（ストックホルム会議）での勧告を受けて採択されたものであり、同年採択され、1975年に発効している。付属書Ⅰで水銀、カドミウム、高レベル放射性物質などの投棄禁止物質について規定しており、また付属書Ⅱで砒素、銅、鉛など投棄に特別の許可を必要とする物質について定めている<sup>5</sup>。さらに、付属書Ⅲにおいて、投棄許可を与える際に考慮しなければならない事項について定めている。

一方、MARPOL条約は、船舶からのすべての汚染物の廃棄<sup>6</sup>を規制するために制定されている。原油・その他の物質の海上輸送の増大に伴い、船舶からの海洋汚染については、第2次大戦以前から国際的な関心が集まっていた。1954年に「油による海水の汚濁を防止するための国際条約」が採択されているが<sup>7</sup>、これを強化する形で、1973年に国際海事機関（IMO）で従来の重質油だけでなく全ての油に拡大するとともに、化学物質、梱包された有害液体物質、および船舶からの污水や廃棄物を規制する条約が採択された。しかしこれには技術上の問題があり、未発効の状態が続いたが、その間にもタンカーの事故があったことから、1978年に1973年の条約に統合する形で「1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書」が採択され、1983年に国際的に発効している。船舶からの廃棄が引き起こす海洋への影響は海洋の地理的条件によって著しく異なるとの認識から、「特別海域」という概念を用いて海洋汚染リスクに関して特に脆弱な海域を区別している<sup>7</sup>。

これに加えて、1960年代の後半から関係各国による地域条約という形式をとった汚染規制枠組みが整備されている。その手始めとして、1969年には、「油による北海の汚染に対処する協力協定」（以下、ボン協定）が結ばれ、これにより対象を北海に限定した海洋環境保護についてはじめて、国境を越えた地域的措置が取られたことになる。その後地域を拡大して、北東大西洋全域を対象に海洋汚染防止の一般的義務を定めた二つの条約が採択される。1972年に、まず、海洋投棄汚染・洋上焼却に関する「オスロ条約」（1972年署名、1974年発効、洋上焼却に関しては、1989年発効）が、そして、1974年には、陸上起因汚染・大気起因汚染に関する「パリ条約」（1974年署名、1978年発効、大気起因汚染に関しては、1989年発効）が結ばれる<sup>8</sup>。これらの国際・地域条約により、北海の主な汚染源である船舶からの汚染、陸上起因の汚染、大気からの汚染のすべてに対して、法的規

- ▶5 この禁止リストによる方式は、1996年に投棄可能なもののリストによる方式に改められている。
- ▶6 ここで、ロンドン海洋投棄条約は、英語で言うところの‘dumping’について、そして、MARPOL条約は‘discharge’について規定していることに注意されたい。‘discharge’（廃棄）は‘dumping’（投棄）と区別されており、前者は害のある物質や廃液などの船からの流出を指し、後者は「捨てる」ということを唯一の目的として汚染物質を故意的に海洋に投げ入れることを意味する。従って、船舶の事故による石油の流出や航行時に生ずるものは‘discharge’（廃棄）に当たるが、陸上で生じた産業廃棄物などを船舶で輸送し海に投げ入れることは、‘dumping’（投棄）に当たる。また、航海時に発生するごみや下水物質の廃棄は、それを海に投棄することのみを目的に船舶に積んできたわけではないので、‘discharge’（廃棄）に当たることになる。海底の鉱物探査や採掘などの際に発生する汚染物質に関しては、従って、‘discharge’（廃棄）にも‘dumping’（投棄）にも当てはまらない（Hohmann 1994：208）。
- ▶7 特別海域としては、バルト海、黒海、地中海、紅海、ペルシア湾が指定されているが、どのような海域を特別海域にするかについては、明確な定義があるわけではない（Hohmann 1994：209；Sebek 1990：157-158）。
- ▶8 オスロ条約とパリ条約は1998年にオスバル条約として統合されている。



制が整備されたことになる。

ところが、このような国際法の整備にも関わらず、各国の北海汚染対策は1980年代に入っても遅々として進まないという現実があった。北海には、1980年代の後半まで、少なくとも2万トン以上の亜鉛、6800トンの鉛、4000トン以上の銅とクロム、1000トン以上のニッケル、150トン以上のカドミウム、50トン以上の水銀が毎年投入されていたと言われている (MacGarvin 1990 : 90)。このような汚染により、北海の状況は次第に悪化していた。

一体なぜ、法の整備にも関わらず、北海保全が進まなかったのかについては、4節で検討するものとして、次節では、このような状況に不満をもつ国々によって構想された北海閣僚会議について概観したい。その一番の立役者は西ドイツである。次の節では、西ドイツのイニシアティブについて、国内状況に遡って検討することから始める。

### 3 北海閣僚会議

#### 3.1 北海閣僚会議に向けての西ドイツの動き

北海保護へ向けた西ドイツの動きは、科学的調査に始まる。緑の党が結成された1980年、西ドイツのシュミット政権では、科学的専門家による北海の環境状態についての科学的調査を行い、それを『北海の環境問題 (Umweltprobleme der Nordsee)』と題する報告書にまとめている (Peet 1984 : 260 ; 堀口 2000 : 35 ; Freestone 1991 : 21 ; Gündling 1990 : 24)。これによると、現在の汚染に関する限られた知識から厳密に科学的な証拠を示すことは難しいが、ある種の有害物質は、その難分解性と毒性の持続性により、長期間にわたって或いは永遠に、回復不可能な損害を生態系に及ぼすことがあるということを警告している。PCB<sup>9</sup>を代表とするこれらの重金属や難分解性の物質は、すぐさまなんらかの対処が必要であるが、その際の指針として、次の2点が肝要である旨指摘している<sup>10</sup>。ひとつは、北海の有効な環境保護の政策は、予防的アプローチ<sup>11</sup>に基づくものであるべきだという点、そして、もう1つは、北海保護は、国際協力のもとにのみ可能であるという点である。

これをうけて、1981年欧州議会の西ドイツメンバー、バンゲマン (Bangemann) が北海汚染に関する決議を起草している。これは修正され、1984年1月に欧州議会の総会にかけられることになるが、この間1982年には西ドイツ内務省大臣によって北海閣僚会議の計画がアナウンスされている (Peet 1984 : 259)。

そもそも西ドイツでは、1960年代後半には工業地帯の大气汚染、また酸性雨による森林への被害などが顕在化し、「ルールに青空を」のスローガン

- ▶9 Polychlorinated biphenylsの略。1881年にはじめて実験室で生成され、1929年から商業的使用が始まった (Koppe and Keys 2002)。
- ▶10 第4回北海閣僚会議を開催したノルウェーの環境省ホームページ内の文書「北海閣僚会議の歴史 (History of the North Sea Conferences)」 (<http://www.dep.no/md/nsc/history/bu.html>) による。
- ▶11 予防原則とも呼ばれる。定義については、一致した見解がないが一般には、厳密な意味での科学的因果関係が証明されていない場合でも被害を少なくするように何らかの対策をとることを意味する。Freestone (1991)、Cameron (1994、2001) も参照。

- ▶12 国内政策の充実が国際交渉での指導力のバックボーンとなるという現象については、蟹江(2001)が京都会議におけるオランダの果たした指導的役割に焦点を当てて検証している。

を掲げたブランドが1969年に政権を獲得している。東方外交で有名なブランド政権(1969～74年)であるが、環境保護の分野でも、予防的アプローチを初めて国内環境政策の指導原則として導入するなど先進的な環境政策を推し進めている。この時代をとおして、西ドイツは、環境政策における法整備や行政措置そして技術的な汚染削減の試みなどにおいて、多くの有益な経験を蓄積している(Boehmer-Christiansen 1994; 松村 2002)。一般に国内政策の充実が多国間交渉の場面で当該国が指導力を発揮できるための肝要な要素であることが知られている<sup>12</sup>が、上記のような国内環境政策における蓄えは、西ドイツが国際的な立場で北海汚染防止に積極的に取り組むことを可能にした一つの大きな政治的要因であったといえる。

こうして西ドイツは国内の世論にも後押しされる形で北海汚染防止のための閣僚レベルでの国際会議を呼びかけた。いっこうに進まない北海保護に対して不満をもっているいくつかの国々の存在もあり、西ドイツ政府がこうして北海保護のための国際会議に向けたイニシアティブをとることになる。

### 3.2 第1回北海閣僚会議

このような経過のもと、1984年に第1回目の北海閣僚会議が、西ドイツのブレーメンで開催されることになる。この会議には、ベルギー、デンマーク、フランス、西ドイツ、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、イギリス、およびEC<sup>13</sup>が参加している。この会議は、当初から新しい国際協定を結ぶことを目的とはしておらず、むしろ、既存する枠組みの実効性を上げるということが目標であったとされている<sup>14</sup>。広い視点から北海の環境保護を論議し、また会議で合意した点を国内の政策に反映させることを容易にするため、会議は閣僚レベルとされた。

この会議に向けて国際科学技術作業委員会(International Scientific and Technical Working Group)が環境報告書(Quality Status Report)を準備している。これは、各国が独自に行った調査をまとめたただけのものに過ぎなかったが、この報告書によると、オランダ沖のワッデン海<sup>15</sup>の領域およびデンマークと西ドイツの海岸が特に汚染のひどい地域<sup>16</sup>であった(Ehlers 1990: 4)。ECの環境方針における対立に見られたように、イギリスと大陸諸国との対立がこの北海閣僚会議でも予測されており、西ドイツ内務省(Minister of Interior)のツィンマーマン博士(Dr. Friedrich Zimmermann)が議長を務めるなか、実際予定された時間をはるかに延長して激しい討議が行われた(Ehlers 1990: 4)。2日間のこうした討議の後、会議はブレーメン宣言を採択して閉会している。

第1回会議を主催した西ドイツは、当初会議の継続を想定していなかったが、第2回会議開催への申し出がイギリスから出され、継続開催が決定された。これは、数年後に再度新しい保護方策についての話し合いの場がもたれることを保障するのに加えて、今回のブレーメン宣言がどの程度実行に移されているかの経過観察が実際に行われることを意味する。この点において会議の継続開催の決定は、関係各国に汚染防止実行への強い義務

- ▶13 EECの時代もあったが、本論文においてはECで統一記述とする。
- ▶14 ノルウェーの環境省ホームページ内の文書「北海閣僚会議の背景(Background of the North Sea Conferences)」(<http://www.dep.no/md/nsc/conference/bn.html>)による。
- ▶15 英語では、Wadden Sea。日本語訳では、ワデン湾という表現も使われるが、本論文ではワッデン海という名称で統一することとする。オランダ沖、北海南東部の湿地帯で、アザラシの生息地として知られている。
- ▶16 ワッデン海の汚染は早くから関係国の懸案になっており、北海閣僚会議に先駆けて1978年からオランダ、西ドイツ、デンマークによるワッデン海会議(Wadden Sea Conference)が開かれていた。北海閣僚会議とワッデン海会議の比較については、de Jong(1994)に詳しい。

を課すことになった。

第2回会議（Kasoulides 1988）では、後に世界的な規模で広まることになる予防的アプローチの考え方を正式に採用し、その後も、北海閣僚会議は数年に一度開催され、2006年には、第6回会議をスウェーデンで開催するに至っている。その間、汚染の防止から漁業・農業といった人間活動が北海へ及ぼす影響、そして温暖化に代表される地球レベルの環境問題と北海との関連、次世代への持続性など幅広い観点から北海の環境保全が論議されている。

本節では、国際法における規制の枠組みでは思うように北海汚染防止が進展せず、その事態打開のために、北海閣僚会議と称される閣僚レベルの会議が開催されるようになった経緯を考察した。会議の開催をきっかけにして、北海保護が新しい展開を始めたわけであるが、しかし、なぜより強制力の強いと見られる国際法のもとでの規制が功を成さず、会議というなかばインフォーマルな方法<sup>17</sup>による規制が実際の汚染防止を押し進める原動力になりえたのであろうか？ 次節では、この点について考察する。

## 4 法からコモンズへ

まず、北海閣僚会議を開催するにあたって、従来の法体制による管理がなぜうまく機能しなかったについて、考えられる直接的な理由を列挙することから始めよう。

これには、少なくとも次の3つの理由が考えられる。まず、ひとつには、「汚染」という観念に関して関係各国の見解が異なっていたということである。そもそも、条約には、汚染防止に関する一般的な規定が定められているのであるが、国によって、異なる解釈をする余地が残されていた。さらに2番目の点として、主に地理的要因の違いから汚染の影響の受けやすい国とそうでない国があるということが挙げられる。そして最後に、条約に参加している各国特有の経済的要因が考えられる。次のセクションでは、これら3つの要因について順をおって詳しくみていきたい。

### 4.1 直接的要因

#### 4.1.1. 汚染の解釈を巡って

北海の汚染防止が満足に実施されないその理由のひとつとして、関係各国間で、陸上起因汚染防止に関する鋭い対立があったことが指摘されている（堀口 2000：36-37）。パリ条約第1条において、各国の汚染防止の一般義務が定められているが、そこで既定されている防止されるべき「汚染」<sup>18</sup>とはどのようなものであるかについて、2つの解釈があった。ひとつ

▶17 実際、北海閣僚会議で採択される政治宣言の法的地位をめぐって、法律家の間で激しい議論がある。詳しくは、van der Mensbrugge（1990）を参照のこと。

▶18 ここでは、堀口（2000）に倣い「汚染」という一単語を当てているが、パリ条約原文では、以下のとおりの文章で表現されている。“...the introduction by man directly or indirectly, of substances or energy into the marine environment (including estuaries) resulting in such deleterious effects as hazards to human health, harm to living resources and to marine ecosystems, damage to amenities or interference with other legitimate uses of the sea.”

- ▶19 条約のなかで、ブラックリストに関しては、‘eliminate pollution’、グレーリストに関しては、‘strictly limit’ という表現が用いられている (Hayward 1990 : 90)。ブラックリストとグレーリストに関する詳しい論述は、Vennekens-Capkova (1990) を参照のこと。
- ▶20 堀口 (2000 : 注37) に詳しい。そこで引用されている Meng (1987 : 122-125) によると、パリ条約でグレーリストの投棄に関しては、各国政府の認可が必要であるとされているが、ブラックリストについては認可の必要性が定められていない。このため、この観点からするとブラックリストについては、排出が全く許されていないと解釈することが自然である。そうでなければ、グレーリストより毒性が強いとされているブラックリストの物質が状況によっては許可なしで排出可能であるという逆転現象を引き起こしてしまうことになるからである。しかし、ブラックリストの排出そのものを禁ずるという表現がパリ条約にないため、汚染を実際の悪影響とみる立場からすると、実際の環境悪化を引き起こさない程度における排出を認めるという解釈を主張することも可能である。Mengは、このようなあいまいな解釈を許すような文言を用いたという問題は、パリ条約が環境法が整備された初期に当たる時期に締結されたということによるものかもしれないとしている。
- ▶21 特に1960年代からライン河の汚染は加速的にすすみ、ひいては北海にも影響を及ぼすことになる。流域4カ国である西ドイツ、フランス、オランダ、スイスを中心に対策が検討されるが共通の政策をとれる枠組みを長く持っていなかった (米本 1994 : 218-220)。ライン河汚染と北海閣僚会議の関連については、Nollkaemper (1990) を参照。

は、有害物質の排出それ自体を指すという解釈で、西ドイツをはじめとする大陸諸国がこの立場をとっていた。それに対して、イギリスなどの国は、「汚染」とは、有害物質などが引き起こす海洋環境中の実際の悪影響を指すという解釈であった。

パリ条約においては、有害な物質がブラックリストとグレーリストに分けられ、最も有害とされるブラックリストの物質に対しては汚染をなくし、またグレーリストの物質については、それを厳格に制限すると定められている<sup>19</sup>。しかし、これらの規定は、「汚染」をどのように解釈するかによって、非常に異なった対応を要求するようになるのである。「汚染」を有害物質の排出それ自体と捉えれば、ブラックリストに載せられている物質は排出そのものが禁止されているとの解釈になるが、イギリスのように、「汚染」を実際の環境中の悪影響と解釈すれば、悪影響を及ぼさない範囲に限ってブラックリストの物質も排出が認められるという解釈が可能である。このように、「汚染」という基本的な観念に関する解釈の違いは、パリ条約においてブラックリストの物質の排出そのものが認められているか否かという点までをも曖昧にするという影響をもっている<sup>20</sup>。このような状況において、各国の国家裁量でそれぞれ適切と判断する規制を続けることが可能になり、その結果北海の汚染防止が遅々として進まないという現状が80年代に入っても続くことになったのである。

#### 4.1.2. 汚染輸出国と輸入国

北海の汚染防止が進まなかったもう一つの要因は、各国の自然環境そのものの違いに見出せる。北海沿岸国において、イギリスのみが他の国々とは非常に異なった地理的条件をもっている。それは、イギリスがいわゆる島国であり、その河川は短くすぐに海洋に流れ込むため汚染を蓄積しにくく、またその沿岸においても、大西洋と北海のなかでも深度の大きい海洋に面しており、汚染が比較的蓄積されにくいということである。

一方、大陸側の各国においては、ライン河<sup>21</sup>に代表されるようにそれら大陸を流れる河川は、時には国境を越えての長い道のりを経て海へと流れ込む。このため、上流から下流にわたって汚染を長い期間にわたって溜め込むことになる。さらに、西ドイツやオランダの海岸は、ワッデン海と呼ばれる北海のなかでももっとも浅い大陸棚に面しており、汚染は特に顕著に蓄積されていったのである。北海のほとんどの領域で、水は1-2年ごとに新しく入れ替わることになるが、ワッデン海では、これに3年がかかる一方、ノルウェーの海岸付近では、数ヶ月で入れ替わるという違いがある (Jones 1990 : 77)。このため、オランダ沖のワッデン海や西ドイツ、デンマーク海岸付近の汚染は北海のなかでも特に深刻なものとなっていたのである。

このような地理的条件により、イギリスが汚染とは実際の環境への悪影響であると考えたのは無理のないことかもしれない。イギリスにおいては、汚染は水や風によってすぐに「輸出」されてしまい、自らの目に入るところには留まらなかったのである。しかし、有害物質そのものがなくなるわ

けはなく、それは、水が沈殿しやすい領域や風向きによって大陸各国に「輸入」されていたのである (von Weizsäcker 1990 = 1994 : 46)。

従って、イギリスにおいては、汚染物を自国から北海に投棄するということが問題であるとは考えられておらず、また汚染に対する切迫した危機感が生まれることもなかったのである。このような地理的条件が導引する認識の相違から各国における汚染への対策に差が出て、北海汚染への足並みが揃わなかったといえる。

#### 4.1.3. 経済要因

最後に、北海を含む海洋に関する国際・地域条約の存在にもかかわらず、北海の汚染防止が一向に進展しなかった理由のひとつには、もちろん経済的要因が挙げられなければならないであろう。70年代後半から80年代初頭にかけては、ヨーロッパの多くの国が景気の後退を経験した時代である。

イギリスにおいては、労働党が推進した産業国有化政策のもと、設備の近代化の遅れなどから主要産業が次第に国際競争力を失い、国内では失業者がイギリス全土に溢れることになる。1973年の第1次オイルショック後は、さらにこの状況が悪化し、不況とインフレが同時に進行するスタグフレーションに陥っている。そのような状態のなか労働党のキャラハン政権(1975~79年)は事態を収束することができず、1979年には、保守党マーガレット・サッチャーが首相に就任する。イギリスは、1973年にECに遅れて加盟したが、このときの国内の状況は、経済的に不調なことに加え、老朽化した政府直営の産業を抱え、統一のとれた環境政策がなかった。また、環境に関する公共支出は不人気であり、政府はその削減に必死であった (Boehmer-Christiansen 1990 : 142)。

また、フランスにおいては、多くの失業者がフランス全土にあふれるなか、1981年に社会党のミッテラン政権が誕生する。このようなヨーロッパ不況にあえぐ産業界からは、環境規制の強化に抗する政治的圧力があつた。

西ドイツにおいても、シュミット政権(1974~82年)下において、オイルショックとそれに伴った石油価格の急上昇によりインフレーションが激しくなる。失業者が急増するに至って、財界と労働組合の代表たちは、環境対策によるコスト負担の増加に反対した。1975年の夏、シュミット首相は経済と環境分野の主な代表者を集めて協議をし、数年間は新しい環境政策を導入しようとするイニシアティブをとらないことを決めている (von Weizsäcker 1990 = 1994 : 27)。

このような経済的要因から各国において環境政策への資金は圧迫され、北海の汚染防止の具体的な目は立たず、その汚染は次第に深刻になっていったのである。

本節では、国際条約や地域条約の存在にもかかわらず、北海の汚染防止が進まなかった理由について、1) 各国の汚染に関する解釈の違い、そして2) それを誘引する一因としての地理的条件、最後に3) 各国の直面する経済的困難について論じた。法的な整備が整っているにも係わらず、このような互いに関連する3つの要因が相伴って、北海汚染防止についての実

際的な取り組みが困難になっていたといえる。

これらが北海保全に向けての動きを阻害していた直接的な要因であったとしても、ここでさらに問わなければならないことは、このような点がなぜ北海閣僚会議というような集まりを開催することにより、解決されることになったのかという点である。

## 4.2 法と会議の違い

ここでは、この問いにアプローチする第一歩として、法と会議がその軸とする要因について異なるものであることを指摘したい。議論を容易にするために、2.2節で考察した既存の条約についてその規制対象および規制範囲についてまとめたものを以下に示す。

■表2 北海をめぐる国際条約の規制対象と範囲

通称	正式名称	規制対象	規制範囲
ロンドン 海洋投棄条約	廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約	放射性廃棄物を含む陸上廃棄物の海洋処分を規制	国際
MARPOL条約	船舶による汚染防止のための国際条約	船舶からの汚染物の廃棄の規制	国際
ボン協定	油による北海の汚染に対処する協力協定	大規模な石油流出に対する危機管理	北海
オスロ条約	船舶及び航空機からの投棄による海洋汚染の防止のための条約	船舶や航空機からの投棄の規制	北東 大西洋
パリ条約	陸上源からの海洋汚染の防止のための条約	陸上や大気に起因する海洋汚染の規制	北東 大西洋

表2から明らかなように、これらの条約は「放射性廃棄物」「船舶からの汚染物」「油」といった具合にある特定の汚染物を中心に構成されている。それに対して、北海閣僚会議は北海という一つのまとまりのある生態系を軸に召集された会議であり、汚染の種類や汚染源、廃棄・投棄の行為についてそのどれを扱うかといった観点からは特定されていない。ここで、唯一例外的に思えるものは、ボン協定であるが、これは、自国のみでは対処不可能である大規模な油流出事故に備えた相互扶助的な協定であり、通常の規制とはかなり性質を異にするものである。

法体制のもとでは、規制したい対象物のもとに規制が作られており、一方会議においては、守りたい対象物である自然環境を軸に場が築かれている。法のもとでは、北海はその構成要素のセグメントごとに管理されており、一つのまとまりをもったものとしては捉えられていなかった。それに対して、北海閣僚会議の開催は、セグメントとしての管理から北海という一つのまとまった地域としての認識をもたらした。

上記のような対象の相違に伴い、それぞれの条約に関連する国々の規模

においても、会議と法の違いが指摘できる。法体制において、国際条約は対象国が全世界に広がるものであり、また、オスロ・パリ条約に関しても、北大西洋に面した全ての国々を対象としており、範囲は限られるものの多くの国々に関わるものである<sup>22</sup>。それに対して、北海閣僚会議は北海周辺の国々のみに関与するものである。法のもとでは、北海という概念は事実上存在しないのに対して、会議においては北海という場を軸として、それと最も密接な関連をもつ周辺諸国が当事者として名乗りを上げて、コモンズとしての管理を共同で始めたものと考えることができる。第1回会議で採択されたブレーメン宣言中の「会議の結論」では、以下のように北海に対する認識が記されている。

A1 Aware that the North Sea, and in particular its natural resources contribute an important, irreplaceable environment;

「参加各国は、北海およびその自然資源が重要で掛替えのない環境であることを承知している」

A4 Convinced that special attention should therefore be given to the conservation of the North Sea as a vital ecosystem,...;

「北海をひとつの生きているエコシステムとして保全できるように特別の注意が払われなければならないことを確信している…」

北海というひとつのまとまりをもつエコシステムが、会議に関わっている国々にとって貴重で稀有な自然環境であることを相互に確認しており、会議はそれを断片的にではなく全体として保全するために開かれたものである。

1節で持続可能なコモンズの必要条件を3つ挙げたが、ここまでの議論で明らかなように会議はすでにその2つの点で北海というコモンズ形成に寄与している。ひとつは、北海という保全の対象となるある自然環境を中心に据えたこと、そしてふたつ目としては、限られた数の国家がその対象となる自然ととりわけ密接な関係を持っているということ自ら認め、それにより当事者意識ともいえるものが形成されることを助けたということである。それでは、もう一つのコモンズの性質である相互強制という点に関して、法体制と会議はどのような違いがあるであろうか？

法体制の方が一見強制力がありそうに思える。しかし、4.1.1節でみたように、例えば、オスロ・パリ条約においてそもそも「汚染」に関する定義が一致していないこともあり、また、「汚染」を監視するモニタリングシステムが充実していなかったこと、さらに、北東大西洋という開かれた海域を対象とするものであり、実際には強制力が発揮できていない。それに対して、北海閣僚会議の方は、一見インフォーマルのように見えるが、実は、コモンズ的な相互強制のシステムを内在するに至っている。その重要な要素は、会議の継続的な開催にある。数年に一度各国閣僚が直接一同に介して、前回の会議で決定された事柄について協議することが行われており、決定事項に関して公的に実行責任と説明責任が求められる。これは、まさ

▶22 ボン協定に関しては、北海各国に限られてはいるものの先般指摘したように緊急時の危機管理に供えたものであり、定常的な関与を保障するものでない。

にコモンズ成立のための必要条件のひとつとしての相互強制力が実際に働いているとも考えられる。

このようなコモンズ的体制が発生するにつれ、先に指摘した3つの直接的な障害にも実際の解決がもたらされた。まず、最初の「汚染」の定義についてであるが、これは主に第2回会議において実際に協議の場が持たれ、予防的アプローチにおける統合という形で合意が形成されるに至った（長島 2006）。さらに、地理的条件の違いも、国境に区切られた部分のみの保全ということではなく、北海というまとまりをもったコモンズの保全という視点から問題を捉えることにより、各国が自国の海岸にのみ関心をもつという状況から開放されるに至る。また、それぞれの国の経済的問題に対しても、先に引用したブレーメン宣言中の言葉に表れているように北海という自然資源のもつ経済的価値を認識することにより、また異なった対応を引き出すものであると言える。

本節では、北海保全に関する法と会議を比較することにより、なぜ国際法による規制が功を奏さないところで、よりインフォーマルで弱い強制力しかもたらさないと思われる会議という方法が有効であったかについて検討した。北海閣僚会議は意図したか否には関わらず、コモンズとしての場の設定、当事者の発生、そして管理の相互強制という3点において、持続的な利用を可能とするコモンズ的なものの形成に必要な条件を整えたことを論じた。これにより、北海保全の新しい局面が始まったのである。

## 5 環境——近代を超えるもの

前近代に存在したコモンズの多くは、里山や漁場といった小規模なエコシステムを対象としたものであり、伝統的な集落の構成員が共同管理するのに相応しい程度の地理的拡がりを与えたものであった。このようなローカル・コモンズは、従って通常一つの国民国家のなかに収まるものである。しかし、近年になって、グローバル・コモンズ（井上 2001）という言葉も登場し、気候変動、オゾン破壊など地球全体に影響を及ぼす問題に対して、地球を一つのコモンズと考えるという動きのなかで用いられている。

本稿が考察したコモンズは、対象とする場の大きさにおいて、その中間的なものである。通常ローカル・コモンズに比べて、a) 対象とするエコシステムが多国間に亘るものであり、b) 当事者が人ではなく国であるという点に特徴のあるものである。このような国境を越えたコモンズに対して、本稿では、1) 一つの対象となるエコシステム、2) 当事者、そして、3) 相互強制システムの存在という必要条件で持続可能なコモンズを定義することにより、従来のローカル・コモンズに加えて、これら国を超えたコモンズを視野に入れることが可能となることを論じた。



特に当事者という概念は経済主体という概念と対比的にコモンズの形成には欠かせないものである。ウェストファリア体制にある国際関係においては、各国の行動原理の中心は国益の確保であった。ここにおいて、国はハーディンのコモンズを構成するメンバーと同様、国益を増すように合理的な判断を繰り返す孤立した経済的主体として行動する。しかし、北海保全のような問題に対しては、国益のみでは対処しきれない側面があり、当事者という概念を適用することが必要となってくる。実際北海閣僚会議においても、国益確保と北海保全の当事者としての役割が競合する場面が見られるようになる。

当事者を国の単位にまで拡大することは、また、コモンズの多層性を把握することにも役立つ。北海においては、北海閣僚会議という国のレベルに加えて、自治体による越境広域経営計画<sup>23</sup>も発表されており、そこでは、当事者の単位は自治体となっている。さらに、地域住民を巻き込んだローカル・コモンズが点在するといった多層的な保全が行われる実態を把握する上で有効である。

現代においては、様々なことが国境を越えて進行しており、環境破壊・保全に関することもそのひとつである。元来、自然は厳密に人為的な国境というラインでは切断できない側面を多々持っており、その意味でも自然は長らく近代という時代のなかで、前提であると同時に征服されなければならないものであり、そしてある意味存在しないものとして扱われてきた。しかし、産業発展を中心とした「単純な近代化」(Beck 1986)のなかで、一度手懐けたにみえた環境が傷ついた自身の存在を声高に主張し始めるに至って、国境を越えた環境保全は喫緊の対応を必要としている。本稿が提案したようなコモンズ概念の拡大と精緻化は、このような現代的な課題に取り組むうえで一助となるように思われる。コモンズという概念の現代的意義は、環境というものを仲立ちとして、直接的に前近代に遡行することなく、近代と前近代的なものの繋がりを興味深い形で呼び起こすところにある。

(2007年1月10日受理 2007年3月15日採択)

▶ 長島美織 (ながしま みおり)

北海道大学大学院メディア・コミュニケーション研究院准教授

参考・引用文献

- Beck, U., 1986, *Risikogesellschaft, Suhrkamp* (= 1998, 東廉・伊藤美登里訳『危険社会』法政大学出版局)
- Boehmer-Christiansen, S., 1990, "Environmental Quality Objectives versus Uniform Emission Standards", in Freestone, D. and T. IJlstra, eds., *The North Sea: Perspectives on Regional Environmental Co-operation*, Graham & Trotman, 139-149
- Boehmer-Christiansen, S., 1994, "The Precautionary Principle in Germany—Enabling Government", in O'Riordan, T. and J. Cameron, eds., *Interpreting the Precautionary Principle*, Earthscan Publications, 31-60

▶23 これまでは各地域で個別に策定されてきた北海沿岸の地域開発を一つのグランドデザインの下に統合しようという試みで、2002年には、北海沿岸の自治体が共同で今後20年間の開発計画を『ノルビジョン (NorVision)』という冊子にまとめている (柑本 2003)。

- Cameron, J., 1994, "The Status of the Precautionary Principle in International Law", in O'Riordan, T. and J. Cameron, eds., *Interpreting the Precautionary Principle*, Earthscan Publications, 262-289
- Cameron, J., 2001, "The Precautionary Principle in International Law", in O'Riordan, T., J. Cameron and A. Jordan, eds., *Reinterpreting the Precautionary Principle*, Cameron May, 113-142
- de Jong, F., 1994, "International Environmental Protection of the Wadden Sea and the North Sea and the Integration of Pollution and Conservation Policies", *Ophelia Suppl.* Vol. 6, 37-45
- Ehlers, P., 1990, "The History of the International North Sea Conferences", in Freestone, D. and T. IJlstra, eds., *The North Sea: Perspectives on Regional Environmental Co-operation*, Graham & Trotman, 3-14
- Freestone, D., 1991, "The Precautionary Principle", in Churchill, R. and D. Freestone, eds., *International Law and Global Climate Change*, Graham & Trotman, 21-39
- 藤村美穂, 2001, 「「みんなのもの」とは何か—むらの土地と人」井上真・宮内泰介編『シリーズ環境社会学2 コモンズの社会学—森・川・海の資源共同管理を考える—』, 新曜社, 32-54
- Gündling, L., 1990, "The Status in International Law of the Principle of Precautionary Action", in Freestone, D. and T. IJlstra, eds., *The North Sea: Perspectives on Regional Environmental Co-operation*, Graham & Trotman, 23-30
- Hayward, P., 1990, "The Oslo and Paris Commissions", in Freestone, D. and T. IJlstra, eds., *The North Sea: Perspectives on Regional Environmental Co-operation*, Graham & Trotman, 91-100
- Hardin, G., 1968, "The Tragedy of the Commons", *Science*, Vol. 162, 1243-1248 (= 1975, 松井卷之助訳「共有地の悲劇」『地球に生きる倫理』 佑学社, 246-263)
- Hohmann, H., 1994, *Precautionary Legal Duties and Principles of Modern International Environmental Law*, Graham & Trotman
- 堀口健夫, 2000, 「国際環境法における予防的アプローチの起源：北海（北東大西洋）汚染の国際規制の検討」『国際関係論研究』 第15号, 29-58
- 井上真, 2001, 「自然資源の共同管理制度としてのコモンズ」井上真・宮内泰介編『シリーズ環境社会学2 コモンズの社会学—森・川・海の資源共同管理を考える—』 新曜社, 1-28
- Jones, N. V., 1990, "The North Sea Environment: Features and Problems", in Freestone, D. and T. IJlstra, eds., *The North Sea: Perspectives on Regional Environmental Co-operation*, Graham & Trotman, 66-79
- 蟹江憲史, 2001, 『地球環境外交と国内政策—京都議定書をめぐるオランダの外交と政策』 慶応義塾大学出版会
- Kasoulides, G., 1988, "London North Sea Conference", *Marine Pollution Bulletin*, Vol. 19, No. 3, 97-99
- Koppe, J. and J. Keys, 2002, "PCBs and the Precautionary Principle", in P. Harremoës, et al. eds., *The Precautionary Principle in the 20<sup>th</sup> Century*, Earthscan Publications, 64-78
- 柑本英雄, 2003, 「循環の海をどう戦略的に演出するか——欧州北海地域協力のケース」小泉格編『日本海学の世紀3 循環する海と森』 角川書店, 156-171
- MacGarvin, M., 1990, *The North Sea*, Collins & Brown Ltd.
- 松井健, 1998, 「マイナーサブシステムの世界」篠原徹編『民俗の技術』 朝倉書店, 247-268
- 松村弓彦, 2002, 「予防的アプローチ」『法律のひろば』 第55巻 (2), 76-80
- Meng, Qing-nan, 1987, *Land-based Marine Pollution*, Graham & Trotman
- 宮内泰介, 2001, 「コモンズの社会学—自然環境の所有・利用・管理をめぐって」鳥越皓之編集『講座環境社会学第3巻 自然環境と環境文化』 有斐閣, 25-46
- 長島美織, 2006, 「予防的アプローチの起源にみる「情報」と「文化」の関係」『情報文化学会誌』 第13巻 (2), 55-64
- 中村尚司・鶴見良行, 1995, 『コモンズの海』 学陽書房

- Nollkaemper, A., 1990, "The Rhine Action Programme: A Turning-Point in the Protection of the North Sea?" , in Freestone, D. and T. IJlstra, eds., *The North Sea: Perspectives on Regional Environmental Co-operation*, Graham & Trotman, 123-138
- Peet, G., 1984, "The 1984 North Sea Conference" , *Marine Policy*, Vol. 8, No. 3, 259-270
- 佐々木 昌平, 金泰昌編, 2002, 『地球環境と公共性』 東京大学出版会
- Sebek, V., 1990, "The North Sea and the Concept of Special Areas" , in Freestone, D. and T. IJlstra, eds., *The North Sea: Perspectives on Regional Environmental Co-operation*, Graham & Trotman, 157-166
- 鳥越 皓之, 1997, 「コモンズの利用権を享受する者」『環境社会学研究』 第3号, 5-13
- 宇沢 弘文, 1994, 「社会的共通資本の概念」 宇沢 弘文・茂木 愛一郎編 『社会的共通資本—コモンズと都市—』 東京大学出版会, 15-45
- Vennekens-Capkova, J., 1990, "Dangerous Substances: Chameleons in Water policy" , in Freestone, D. and T. IJlstra, eds., *The North Sea: Perspectives on Regional Environmental Co-operation*, Graham & Trotman, 150-156
- van der Mensbrugge, Y., 1990, "Legal Status of International North Sea Conference Declarations" , in Freestone, D. and T. IJlstra, eds., *The North Sea: Perspectives on Regional Environmental Co-operation*, Graham & Trotman, 15-22
- von Weizsäcker, U. E., 1990, *Erdpolitik*, Wissenschaftliche Buchgesellschaft (= 1994, 宮本 憲一・楠田 貢典・佐々木 建監訳 『地球環境政策』 有斐閣)
- 米本 昌平, 1994, 『地球環境問題とは何か』 岩波新書